

令和3年5月19日

保護者様

早島町立早島小学校  
校長 藤本 真砂子

## 異常気象発生時の処置について

新緑の候、皆様にはますますご清栄のことと存じます。平素より、学校教育推進につきましては格別のご理解とご支援を賜り、厚く感謝いたします。

さて、異常気象発生時には、次の要領で児童の安全を確保したいと考えていますので、ご家庭でもご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 特別警報・暴風警報・大雨警報

**午前7時の時点で、早島町に特別警報（全て）・警報（大雨・暴風）のいずれかが発令されているときは、臨時休業日とします。**

【なお、次のことにもご配慮ください。】

- (1) 注意報発令時は、原則として通常通り登校します。
- (2) 特別警報や暴風警報・大雨警報以外の警報(洪水、大雪など)発令時には、原則として通常通り登校しますが、状況により自宅待機とする場合があります。その時は学校から「早島スクールネット」を使って連絡します。
- (3) 登校後警報が発令される場合もあります。そのときは状況に応じて早く帰宅することもあります。異常気象が発生する恐れのある日は、特に学校からの連絡が取れますようご留意ください。家の鍵を持たせる等、お子様と相談しておかれることもお勧めします。
- (4) 臨時休業日の翌日は通常の授業をします。学校からは、「早島スクールネット」を通じて、準備物等連絡させていただきます。

【注意】

- ◆早島町に警報が発令されているかどうかは、  
テレビ局の警報・注意報発令情報  
インターネットの気象庁の市町村別の警報・注意報発令情報  
(<http://www.jma.go.jp/jp/warn/3342300.html>) 等でご確認いただけます。
- ◆午前7時の時点で、「早島スクールネット」でも情報発信をいたします。

※まだ「早島スクールネット」に登録されておられない方は、すぐに登録していただきますようよろしくお願いいたします。登録方法は、「早島小の教育」に書かれていますのでご覧ください。